令和７年度（２０２５年度）熊本県州立モンタナ大学高校生派遣事業

（くまもと・モンタナイマージョンプロジェクト）

実施要綱

１　趣旨

グローバル人材育成のために、県内高等学校生徒を米国モンタナ州にある州立モンタナ大学に派遣し、集中的な語学研修を課すとともに、探究活動を通して、課題発見や問題解決に必要な能力を育成する。また多文化に触れながら海外で学ぶ素晴らしさを肌で感じさせる。

２　事業主体

熊本県教育委員会

３　事業内容

（１）派遣先

米国モンタナ州立モンタナ大学（モンタナ州ミズーラ市）

（２）派遣期間

令和７年（２０２５年）７月１９日（土）～８月３日（日）（移動日を含む）

（３）派遣体制

①派遣者（県内の県立及び私立高等学校の生徒）　１８人

②引率者　３人

（４）研修内容

①州立モンタナ大学附属語学学校（English Language Institute）での語学研修

②探究活動

③米国の生活体験、自然体験、文化施設等の見学及び地域の人々との密接な交流を通しての多文化体験

（５）宿泊先

州立モンタナ大学の学生寮及び大学付近のホテル

４　派遣生徒の募集

（１）応募資格

応募者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

①本県内の県立又は私立の高等学校に在籍する者

②心身共に健康で、海外での団体行動・生活体験に耐えられる者

③探究活動、英語学習及び国際交流に興味・関心を持ち、意欲的に研修に取り組むことができる者

④主催者が実施する事前研修及び事後研修に出席できる者

⑤研修後、事後研修の他、様々な機会を通じて、現地での体験を報告するなど、本派遣事業

の成果普及に協力できる者（グローバルリーダーとして、県主催事業等へ参加依頼を行う

ことがある）。

※同一校からの応募は３人までとし、これを超える応募者がある場合は、各校で選考を行うこととする。

（２）応募書類

下記①～④は、応募者本人が作成又は準備し、学校に提出する。下記⑤～⑧は学校が作成

し、全書類取りまとめの上、提出する。なお、応募書類は返却しない。

＜応募者本人の準備書類＞

①応募用紙〔別記様式１〕

②外部検定試験のスコア等を証明できる書類又は合格通知の写し(該当者のみ)

③国際交流の状況〔別記様式２〕

④令和６年度分（令和５年分）の課税証明書（「８（１）」における「特別申請」を希望する者のみ）

＜学校の準備書類＞

⑤学校長推薦書〔別記様式３〕

⑥成績証明書（前年度のもの、１年生は中学校からの調査書の写しで可）

⑦チェックリスト〔別記様式４〕

⑧被推薦者一覧表〔別記様式５〕

※食物アレルギー等、健康面での不安がある場合は、必ず医師の診断を受け、派遣に問題がないことを確認した上で応募すること。

（３）応募書類に記載された個人情報の取扱い

応募で提供された個人情報は、選考の目的以外には使用しない。ただし、派遣生徒の性別、年齢、在籍している学校の情報は、当該事業の広報のため、報道機関等に提供することがある。

（４）応募書類の提出

①提出期限

令和７年（２０２５年）５月８日（木）午後５時（必着）

②提出方法及び提出先

ア　提出方法

上記応募書類①～⑦を被推薦者ごとにまとめ、⑧被推薦者一覧表の番号順に重ねた上で、⑧被推薦者一覧表（各校１枚で可）を一番上にして封筒に入れ、簡易書留で郵送又は持参する。その際、「熊本県州立モンタナ大学高校生派遣事業（くまもと・モンタナイマージョンプロジェクト）応募書類在中」と朱書の上、親展扱いとする。

イ　提出先

＜県立高等学校＞

〒862-8609（教育庁専用）

熊本市中央区水前寺６丁目１８番１号

熊本県教育庁市町村教育局義務教育課　英語・日本語教育推進室

TEL 096-333-2705（直通）

＜私立高等学校＞

〒862-8570（県庁専用）

熊本市中央区水前寺６丁目１８番１号

熊本県総務部総務私学局私学振興課　企画・宗教班

TEL 096-333-2062（直通）

５　派遣生徒の選考等

（１）派遣候補者の選定

①派遣候補者の決定を公正に行うため選考委員会を置く。

②選考委員会は、派遣候補者の選定、その他選抜に関する事務を行う。

③派遣候補者の選定は、１次審査（書類選考）及び２次審査（面接試験）により行う。１次審査の合格者に対して２次審査を行う。

＜１次審査（書類選考）＞

書類選考により２次審査対象者を決定する。なお、１次審査の結果は、令和７年（２０２５年）５月１６日（金）までに校長を通じて本人に通知する。

＜２次審査（面接試験）＞

期日：令和７年（２０２５年）５月２４日（土）午前９時３０～

会場：熊本県庁防災センター３０２会議室

　　※集合　午前９時　熊本県庁防災センター３０６会議室

内容：日本語及び英語による面接試験

④面接試験に係る内容については、別に定めることとする。

（２）派遣生徒の決定

県教育委員会は、選考委員会の資料をもとに、県内に広く本事業の成果を普及させるという観点から、公私や学科などの学校のバランスにも配慮した上で、派遣生徒を決定する。

（３）選考結果（２次審査）の通知

選考結果は、令和７年（２０２５年）６月６日（金）までに校長宛て通知する。校長は、応募者に選考結果通知書を交付する。

６　引率者の募集及び選考

（１）引率者の募集

県内の県立及び私立高等学校外国語担当教諭のうち、校長から推薦を受けた者について、

面接試験を行い引率者として選定する。推薦に当たっては、次の事項を考慮すること。

①人物、識見、指導力及び英語力に優れているなど、本事業の引率者としてふさわしい者であること。

②教職経験年数４年以上であること。

③原則として、公費による海外派遣研修経験者及び熊本県高等学校生徒海外派遣事業「アメリカン・ロッキーの翼」、「モンタナ・パートナーシップ・プログラム」及び「熊本県州立モンタナ大学高校生派遣事業」における引率経験者を除く。

④面接試験（引率希望者対象）、事前研修及び事後研修の全てに参加できる者であること。 なお、服務の取扱いについて県立高等学校の教諭については、本事業に係る生徒引率、事前研修及び事後研修は出張扱いとする。

（２）応募書類の提出

　　①提出期限

令和７年（２０２５年）５月８日（木）午後５時（必着）

②提出方法及び提出先

ア　提出方法

別紙様式の推薦書を親展扱いで郵送または持参にて提出する。

なお、推薦人数は複数可とするが、推薦書は別葉とすること。

イ　提出先

＜県立高等学校＞

〒862-8609（教育庁専用）

熊本市中央区水前寺６丁目１８番１号

熊本県教育庁市町村教育局義務教育課　英語・日本語教育推進室

TEL 096-333-2705（直通）

＜私立高等学校＞

〒862-8570（県庁専用）

熊本市中央区水前寺６丁目１８番１号

熊本県総務部総務私学局私学振興課　企画・宗教班

TEL 096-333-2062（直通）

（３）選考

＜面接試験＞

期日：令和７年（２０２５年）５月２４日（土）午後２時

面接会場：熊本県庁防災センター３０２会議室

集合時間及び場所：午後１時４５分　熊本県庁防災センター３０６会議室

内容：日本語及び英語による面接試験

（４）引率者の決定

県教育委員会は、推薦書及び面接試験の結果等をもとに、総合的に判断した上で、引率者を決定する。

（５）選考結果の通知

選考結果は、令和７年（２０２５年）６月６日（金）までに校長宛て通知する。校長は、応募者に選考結果通知書を交付する。

７　事前研修・事後研修

派遣者（生徒）及び引率者に対して、事前研修及び事後研修（研修報告会）を行う。

なお、研修等に要する交通費等は、派遣者は自己負担、引率者は県負担とする。

（１）第１回事前研修　令和７年（２０２５年）６月１４日（土）終日

（２）第２回事前研修　令和７年（２０２５年）６月２８日（土）終日

（３）事後研修　　　　令和７年（２０２５年）８月１９日（火）午前中

　　　※第１回事前研修（午前中）は、保護者同伴での出席とする。

８　派遣に要する経費及び費用負担

（１）派遣者（生徒）

①渡航費

渡航に係る経費中、熊本県及びモンタナ州間の航空機利用に係る経費のうちの２分の１（上限２０万円）を県が負担し、その他の経費は自己負担とする。

※保護者等の全員が市町村民税所得割が課税されていない世帯の生徒については、渡航費の４分の３（上限３０万円）を県が負担する内容で申請（以下「特別申請」という。）することができる。ただし、特別申請による派遣対象は２人までとし、２人を超える人数については２分の１負担対象とする。

特別申請による派遣を希望する者は、「４（２）④」の令和６年度分（令和５年分）の課税証明書を応募時に提出するものとする。

②語学研修、交流・体験活動等経費及び宿泊費

２分の１（上限４０万２千円）を県が負担し、その他の経費は自己負担とする。

※特別申請による派遣対象者については、４分の３（上限６０万３千円）を県が負担する。

（２）引率者

①渡航費及び②語学研修、交流・体験活動等経費及び宿泊費とも、県が全額負担する。

９　業務委託

本事業のうち、次の（１）～（４）の業務については、その一部を委託するものとする。

（１）渡航支援

（２）事前研修及び事後研修の実施

（３）渡航費の精算

（４）緊急連絡体制の構築

１０　その他

（１）航空会社による時刻変更、悪天候、自然災害、戦争、テロ及び県の事情等により、やむを得ず日程の変更又は計画を中止することもある。

（２）派遣者として決定した後であっても、派遣者として不適当な事由が生じた場合は、その資格を取り消すことがある。

（３）出発前、派遣者本人の責めによる疾病事故等により参加できなくなった場合、取消にかかる費用は自己負担とする。

（４）出発後、派遣者本人の責めによる疾病事故等により、他の派遣者と同一行動をとることが不可能となった者の帰国に要する一切の費用は、自己負担とする。

（５）派遣者本人の責めによる事故等については、すべて保護者の責任とする。

（６）この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

１１　参考資料

県教育委員会作成留学促進動画（約５分）



モンタナ州で学ぶ魅力を伝える動画です。短期派遣や長期留学を経験した（元）生徒のインタビューあり。

附 則

この要綱は、令和７年（２０２５年）４月１日から施行する。